

8 医 第 8 3 7 号
令和 8 年 9 月 1 5 日

関係医療機関の長 様

京都府健康福祉部医療課長
(公 印 省 略)

オンライン診療を活用したへき地医療支援医療機関運営支援事業に係
る事業計画書の提出について

平素は本府の医療行政の推進に御協力いただき、厚くお礼申し上げます。

令和 8 年度厚生労働省当初予算において新規事業として措置された「オンライン診療を
活用したへき地医療支援医療機関運営支援事業」について、各医療機関における活用意向
を把握したいと考えております。

つきましては、本事業の活用を希望される場合は別添補助金交付要綱により、下記のと
おり事業計画書等を提出いただきますようお願いいたします。

記

1 提出期限：令和 8 年 1 0 月 1 3 日（火）

2 提出書類（各 1 部）

- ・事業計画書
- ・様式 1
- ・所要額調書
- ・別紙 11
- ・その他参考となる書類

3 留意事項

- ・事業の実施要件等は、別紙をご確認ください。
- ・事業計画書のご提出にあたっては、京都府医師会に連絡の上、実施地区の地区医師
会との調整後、地区医師会から様式 1 の提出を受けてください。

担 当	医療課医療人材確保係 多羅尾 TEL：075-414-4716 FAX：075-414-4752 E-mail：r-tarao90@pref.kyoto.lg.jp
--------	---

(別紙)

オンライン診療を活用したへき地医療支援医療機関運営支援事業について

1 事業概要

へき地に所在する郵便局や公民館等のスペースにおいて、オンライン診療を活用してへき地医療の支援を実施する医療機関に対して補助を行うもの。

2 事業の実施要件（下線部は府追加要件）

(1) 地域

① へき地（無医地区又は準無医地区）であること

※現状：府内 15 地区

京丹後市 三原地区、市野々・布袋野・尉ヶ畑地区、切畑地区

宮津市 木子・上世屋

綾部市 五泉町、老富町

福知山市 西松・田ノ谷

南丹市 芦生・白石・佐々里

上司・萱野・大野・川谷・岩江戸・肱谷・小淵・向山・檜原・音海

下・知見・江和・田歌

京丹波町 質志・戸津川・猪鼻

宇治市 笠取地域（東笠取、西笠取、二尾、池尾）

南山城村 野殿・童仙房、高尾、（北大河原 ※へき地診療所を指定予定）

② へき地診療所が実施する場合は、当該診療所が所在する地域以外であること

③ 実施について地区医師会と調整した地域であること

(2) 実施主体

① 医療機関であること（ただし、へき地医療拠点病院を除く）

（特定の医療機関が代表した上で、複数の医療機関で対応することも可能）

② 中長期的に地域医療の確保に協力する意思があること

③ 患者急変時に速やかにアクセスできる医療機関において直接の対面診療を行う体制を整えるなど地区医師会・関係者の協力を得て診療を行う体制を整えていること

④ 診療内容によっては訪問看護ステーションと連携することが望ましい

3 事業実施される場合の連絡窓口

京都府医師会地域医療 1 課 （メール）msuzuki-j@kyoto.med.or.jp

（電話）075-354-6109